

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
三 環境対策とごみ減量の推進を 2 1 4 OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について，早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。	① 拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりに関する国への要望については，市独自の要望に加え，全国都市清掃会議，全国市長会等を通じて，引き続き行ってまいります。 ② また，デポジット制度は地域単位での実施は難しいため，全国的な制度として実施するよう，全国都市清掃会議，全国市長会を通じて，引き続き国へ要望してまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
2 1 5 「燃やすごみ」袋を値下げするとともに、「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。ごみ有料化による「財源活用事業」をやめること。	① 有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るために導入しているものです。市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前の4分の3まで減量でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの大幅なコスト削減を実現しました。 ② 現在、ごみ減量を加速させ、ピーク時からのごみ半減である39万トンの達成に向け、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」をはじめとする新しい施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を推進しております。 ③ 今後、ごみ半減を達成していかなければならない中、有料指定袋の価格引下げや廃止は、指定袋の価格を据え置いてもごみ量が増加に転じている自治体が多い現状において、考えておりません。 ④ 家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、ごみ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進及び地球温暖化対策の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進し、また、市民に分かりやすくお知らせし、御理解いただくなど、有効に活用してまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
2 1 6 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。	① 缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化が図れることや、収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に、過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。 ② リユースびん、使用済てんぷら油、蛍光管等の 1 8 品目の資源物については、拠点回収を実施しています。また、まち美化事務所が市民の身近な場所へと出向いて資源物 1 8 品目と有害・危険ごみ 4 品目を合わせた 2 2 品目の回収を行う移動式拠点回収事業については、各学区において 2 年に 1 回実施しており、さらに、平成 2 6 年 1 1 月から、資源物 1 8 品目については、回収を各学区で毎年実施にできるように実施回数を拡充しています。引き続き、資源物の回収量の増加と分別・リサイクルの徹底を図ってまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・移動式拠点回収事業 1 8, 3 0 0 千円 ・資源物回収拠点の設置 2 7, 1 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 4 月 使用済てんぷら油、蛍光管、リユースびん、乾電池、紙パックのうち 3 品目以上回収する拠点を資源物回収拠点と位置付け、拠点数の拡大を推進 平成 2 2 年 4 月 古紙、雑がみ、古着類、小型家電等の拠点回収の開始 平成 2 3 年 4 月 充電式電池、ボタン電池、使い捨てライター等の拠点回収の開始 平成 2 4 年 2 月 移動式拠点回収モデル事業を実施 平成 2 5 年 9 月 移動式拠点回収事業の本格実施 平成 2 6 年 6 月 雑がみの分別・リサイクルの全市展開の開始 1 1 月 移動式拠点回収事業の拡充 平成 2 8 年 1 0 月 せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業の開始		

平成 2 9 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
2 1 7 事業系ごみについて、積極的減量目標を持ち、事業者に対し、立ち入り調査や減量指導、啓発などを根本的に強化すること。紙、厨芥類の分別の徹底をはかること。	① ピーク時からのごみ半減という目標を掲げ、市民、事業者の御理解と御協力の下、ごみ減量の取組を推進しておりますが、事業ごみの減量についても、排出事業者に対する訪問指導やチラシの配布を通じて、事業所内でのごみの分別の実施方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について提案するとともに、特に、平成 2 8 年 4 月から事業者に対して義務化した雑がみ等の分別を中心に周知・徹底しているところです。 さらに、延べ床面積 1, 0 0 0 m²以上の大規模事業所（2, 3 7 1 件（平成 2 8 年 1 2 月末現在））及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が 3, 0 0 0 m²以上の食品関連事業者（5 0 社 1, 1 2 7 事業所（平成 2 8 年 1 2 月末現在））に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、直接、指導等を実施しています。 ② 平成 2 9 年度においても、事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなど、きめ細やかな指導・啓発を行ってまいります。また、収集運搬業者に対しても、引き続き、各事業所への立入りやクリーンセンターにおける事業ごみの搬入物検査を通じて分別指導を行ってまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・「新・京都市ごみ半減プラン」の進ちょく管理 1 4, 6 8 0 千円 ・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 1 6, 3 1 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 7 月 事業ごみ減量ニュースレターを発行（以後、毎年 5 回発行） 9 月 京都三条会商店街における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施（平成 2 3 年度に 3 回実施） 平成 2 4 年 7 月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施 1 0 月 造園業者等による剪定枝・刈草のごみ減量に向けたワークショップを実施（平成 2 4 年度に 3 回実施） 平成 2 5 年 3 月 廃棄物の適正処理ガイドブックを発行 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 9 月 コンビニエンスストア 2 店舗において、雑がみの分別回収等を行う「特定食品関連事業者廃棄物減量対策モデル事業」を実施 1 1 月 龍谷大学における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施（平成 2 5 年度に 3 回実施） 平成 2 6 年 1 0 月 事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を実施 平成 2 7 年 9 月 中小企業向け紙ごみ減量対策事業の実施 1 0 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」施行 平成 2 8 年 1 1 月 事業者に対する紙類の分別啓発チラシの発行 <平成 2 8 年度の立入指導等件数（平成 2 8 年 1 2 月末現在）> ・大規模事業所 1, 0 8 6 件 ・特定食品関連事業者 3 0 件（本社等 2 件, 店舗 2 8 件）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
2 1 8 防鳥ネットに加え，防鳥用柵についても無償貸し出しを行うこと。	① ごみ排出時のカラス等の鳥類や風雨によるごみ散乱被害の防止のため，平成 1 8 年度から家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業を実施しております。 本市は狭あい道路が多いため，設置にスペースを要する防鳥用柵の使用については，事故を誘発する恐れもあることから，安全性の課題などの十分な検討が必要であると考えております。また，防鳥用ネットについては，必要に応じて 2 枚貸し出すなどの対応も行っており，引き続き，現行制度において柔軟に対応してまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 1 6 , 0 0 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答	NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答	
2 1 9 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（しまつのこころ条例）の運用にあたっては、分別違反シール貼付の明確な基準を徹底し、分別・ごみの出し方について市民への丁寧な説明・周知活動を重視すること。個人情報やプライバシー保護の観点から、ごみ袋の開封調査はおこなわないこと。	① ピーク時からのごみ半減に向けて、ごみになるものを作らない・買わない“リデュース”，繰り返し使う“リユース”の 2 R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱として、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「改正条例」という。）を大幅に改正するとともに、新しいごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を推進しております。 分別・リサイクルの促進については、雑がみなど、資源ごみの分別を義務化するとともに、コミュニティ回収など、市民、事業者の主体的な分別・リサイクルを促進する仕組みを拡充・強化しているところです。 ② 改正条例の施行に当たっては、市民・事業者に対し、「雑がみ」の排出方法やプラスチック製の「容器」と「包装」など、ごみの分別義務化等について、説明会や街頭啓発，6，000箇所を超えるごみ収集定点での啓発ビラ等を用いた周知・啓発を行ってまいりました。 ③ ごみ袋の開封調査については、分別を義務化している品目が大量に混入しているなど、一見して明らかに分別が不十分なごみ袋が排出されている場合には、シール貼付による残置啓発を行うとともに、排出状況の悪い場所を把握のうえ、チラシの回覧や各戸配布，排出場所での啓発活動を繰り返し行うなど、まずは分別ルールの周知・啓発を徹底しております。 それでもなお改善が見られない場合は、ごみの減量・適正処理と公衆衛生の確保のため、市民に公平に分別義務を果たしていただくよう，市が責任を持って違反者を特定し，直接指導する必要があります。そのため，違反者を特定する方法が他にないときは，最終手段としてやむを得ず開封調査を行うことがあります。調査に当たっては，プライバシー・個人情報保護に関する研修を修了した特定職員のみにより，事務所において行うほか，プライバシーの保護に十分配慮をしたうえで実施することとしております。 （次ページに続く）	

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
	④ 今後とも、平成 2 7 年 2 月市会における付帯決議を踏まえ、丁寧な周知に努め、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減等を図り、市民、事業者と共に循環型社会の構築に取り組んでまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
2 2 0 「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。	① 空き缶等の資源ごみの持ち去り行為に対しては、市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止、資源ごみ収集場所の清潔の確保、特に大型ごみに関して適正処理を確保する必要があることの三つの観点から、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、平成 2 3 年 4 月から禁止しております。 ② また、毎週水・木・金曜日に資源ごみ持ち去り防止パトロールを行っており、持ち去り行為の状況把握と持ち去り行為者に対する禁止の指導を行うとともに、ホームレス支援（福祉施策）を記載したチラシを配布し、周知・啓発を行っております。 今後とも、持ち去り行為の防止及び福祉施策への誘導に取り組んでまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 1										
要 望 内 容	回 答												
2 2 1 電動式生ゴミ処理機及び生ごみコンポスト容器の普及をはかるため、助成制度を拡充すること。	① 生ごみの減量及び資源化を促進し、市民のごみ減量等に対する意識の向上を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成制度を平成 1 8 年度に創設しました。その普及を図るため、市民しんぶん等を活用した制度の周知はもとより、エコまちステーション等が参加する地域のイベントで現物を展示し、会場において助成の申込受付を行っております。引き続き、市民が購入助成制度を利用しやすいよう工夫し、効果的な啓発に努めるとともに、平成 2 7 年度に創設した保育所等の生ごみ処理機導入モデル事業も実施し、更なる普及に努めてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) <table><tr><td>・ 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援</td><td>9, 9 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 生ごみ減量推進事業</td><td>2 7, 5 0 0 千円</td></tr></table> (経過・これまでの取組等) ＜平成 2 8 年度助成件数（平成 2 8 年 1 2 月末現在）＞ <table><tr><td>・ 電動式生ごみ処理機</td><td>1 5 1 件</td></tr><tr><td>・ 生ごみコンポスト容器</td><td>2 9 件</td></tr><tr><td>・ 保育所等に対する生ごみ処理機（モデル事業）</td><td>3 件</td></tr></table>			・ 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援	9, 9 0 0 千円	・ 生ごみ減量推進事業	2 7, 5 0 0 千円	・ 電動式生ごみ処理機	1 5 1 件	・ 生ごみコンポスト容器	2 9 件	・ 保育所等に対する生ごみ処理機（モデル事業）	3 件
・ 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援	9, 9 0 0 千円												
・ 生ごみ減量推進事業	2 7, 5 0 0 千円												
・ 電動式生ごみ処理機	1 5 1 件												
・ 生ごみコンポスト容器	2 9 件												
・ 保育所等に対する生ごみ処理機（モデル事業）	3 件												

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
2 2 2 自動車流入抑制を強め、NO ₂ の市環境保全基準を達成すること。	① 京都市内における二酸化窒素（NO₂）の濃度は減少傾向にあり、平成 2 7 年度は、全 1 4 箇所の大気常時監視測定局で国の環境基準を達成しています。また、市環境保全基準を達成していない測定局は 1 箇所となっており、引き続き、全測定局における市環境保全基準の達成を目指してまいります。 ② また、市内への自動車流入抑制策として、パークアンドライドの利用促進に努めており、平成 2 8 年 1 2 月時点で 1 2 2 箇所約 8, 3 0 0 台分の駐車場をパークアンドライド駐車場として広報し、利用促進を図っています。引き続き、パークアンドライドの更なる利用促進に取り組んでまいります。 ③ さらに、「京都市自動車環境対策計画＜2 0 1 1 ～ 2 0 2 0 ＞」に基づき、市内を走行する自動車のエコカーへの転換を図るため、引き続き、事業者に対する電気自動車や天然ガス車等への導入補助を行うとともに、エコドライブの普及啓発等、NO₂の排出削減に努めてまいります。 ④ NO₂の固定発生源であるばい煙発生施設を設置している工場・事業場については、大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより、排出基準や指導基準の遵守を指導し、ばい煙の削減に努めてまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・京都市低公害車普及促進事業 1, 0 1 1 千円 ・エコドライブ推進事業 3, 1 3 6 千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）2 6, 6 4 0 千円 ・パークアンドライド利用の促進 1 0, 4 7 0 千円【充実】		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
2 2 3 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。	① 岡田山撤去事業については、地権者の 1 人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施しているものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものであると考えております。 なお、事業者の撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用を可能とする内容となっております。 ② 撤去事業に係る環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、事業者が定期的に実施しております。本市としても、事業者の調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を実施しており、調査結果の概要を本市ホームページで公表しています。 今後も、撤去事業が安全かつ適正に実施されるよう、事業者への指導・監督を行うとともに、環境調査の実施及び公表に努めてまいります。 ③ 鎮守池周辺の不法投棄対策については、平成 2 7 年度にフェンスを設置するとともに、定期的に除草を行うなど、不法投棄を防止する取組を行っているところです。 また、住民・事業者等による清掃活動の促進等に、関係局区が連携して取り組んでまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・ 岡田山撤去関連事業 5, 4 0 0 千円 ・ 鎮守池周辺の不法投棄対策 5 0 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
2 2 4 伏見区醍醐陀羅谷地域の環境保全のため、民間業者による産廃処分場建設計画を認めないこと。	① 当該処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要であり、本市が所管しておりますが、施設の構造基準や維持管理基準などの法に定める基準を満たせば許可しなければならないものとされています。 ② 当該計画は、1ヘクタールを超える民有林の開発を伴うことから、京都府林地開発行為の手続に関する条例（以下「林地開発条例」という。）に基づく手続を経て、森林法に基づく林地開発行為の許可及び農地法に基づく農地転用の許可が必要であり、これらはいずれも京都府の所管となっています。 ③ 平成27年6月に、林地開発条例に則り、京都府により事業計画の内容が公告・縦覧され、その後、地域住民からの意見書及び事業者からの見解書が提出されましたが、林地開発条例により求められる事業者と地域住民との協定の締結に至っていない状況です。 ④ 法に基づく最終処分場の設置許可申請については、京都府の林地開発条例の手続を経て、林地開発行為の許可申請の收受と同日付けで行うことが見込まれるため、これまでから申請の内容について事業者と十分な事前協議を行ってまいりました。 ⑤ この事前協議においては、大津市の地元住民、大津市長から寄せられている要望を踏まえ、事業者に対して指導を行い、当該計画の構造及び維持管理面において、当該処分場の設置による環境負荷の低減が図られたところです。引き続き、林地開発条例の手続が進展した際には、必要な指導を行ってまいります。 ⑥ なお、法では計画地に至る道路の確保が許可の要件にはなっていませんが、当該計画に係る搬入ルート上に私道が存在し、設置工事を行うための車両及び廃棄物搬入車両も通行できない状況であることから、その通行に関する問題が解決しなければ、最終処分場の設置申請は事実上受け付けできないことを事業者は理解されています。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
2 2 5 南部クリーンセンター第2工場に計画されている建設費2億5千万円の展望台は、不要な施設であり、建設を中止すること。	① 南部クリーンセンター第二工場（仮称）については、多くの方々にお越しいただき、楽しみながら、環境保全の重要性や意義を学んでいただける、魅力あふれる環境学習施設を併設した、市民に親しまれる施設として整備を進めています。 ② 平成19年3月に、横大路地域の皆様と本市が協働して策定した「伏見ルネッサンスプラン」において、宇治川沿岸地域を「産業・環境教育地区」と位置付け、「環境教育のメッカを目指し、地球温暖化を防止するための京都議定書が採択された環境共生型都市・京都のシンボルゾーンとしての役割を果たす地区となるよう整備を進める。」、「開かれた地区づくりと気軽に来訪できる空間づくりが重要である。」といったことを謳っており、横大路地域の方々は、負の施設として認識されていた環境関連施設のイメージを逆転させることを強く望まれています。 ③ 煙突に併設する展望台については、水と緑に恵まれた横大路地域のみならず、京都三山をはじめ、京都ならではの素晴らしい眺望景観を一望できることから、より多くの方々に、クリーンセンターにお越しいただくことによって、ごみ処理の仕組みや技術等をはじめとする環境学習の機会となり、ひいては、ごみ減量等の具体的な行動につなげていただくきっかけとなるとともに、クリーンセンターのイメージを一新させるものであり、環境学習施設の一部として整備してまいります。 （平成29年度予算額） ・南部クリーンセンター第二工場（仮称）整備 3, 8 9 2, 4 2 9 千円 （経過・これまでの取組等） 平成16年 8月 次期クリーンセンター整備方針を策定 8月～平成20年4月 環境影響評価制度の手続を実施 平成22年 3月 「ごみ半減プラン」を策定 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 3 年 2 月 「循環型社会形成推進交付金」に係る地域計画（第 2 期）を策定 平成 2 4 年度 「京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事」発注仕様書を作成 平成 2 5 年 5 月 同工事の入札の公告 1 0 月 同工事の契約を締結，設計に着手 平成 2 6 年 4 月 同工事の着手 平成 2 7 年 3 月 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正 「新・京都市ごみ半減プラン」を策定 7 月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に伴う電気設備工事，衛生設備工事及び空気調和設備工事の入札の公告 8 月 建物新築工事着手 1 0 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行 1 2 月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に伴う電気設備工事，衛生設備工事及び空気調和設備工事の請負契約を締結 平成 2 8 年 8 月 新工場の建設予定範囲における土壌汚染対策工事が完了		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
2 2 6 本市が計画している，機械による家庭ごみの破碎・選別を伴うバイオガス化施設は，安全性と安定性に欠け，ごみ分別の取組にも逆行するものであり建設を中止すること。	① ごみ焼却施設に併設するバイオガス化施設は，生ごみ等を発酵させてから再生可能エネルギーを作り回収するもので，バイオマスの利活用による再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに，エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を図ることができること，水分が多い生ごみを取り出してバイオガス化することで，焼却するごみの発熱量がアップし，焼却施設での発電量の上昇が見込めることなど，多くのメリットがあります。 また，バイオガス化施設は技術的にも確立されており，既に全国で 2 0 を超える施設が稼働しております。 今後とも，平成 3 1 年度の稼働を目指し，着実に整備を進めてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・南部クリーンセンター第二工場（仮称）整備 3, 8 9 2, 4 2 9 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年 8 月 次期クリーンセンター整備方針を策定 8 月～平成 2 0 年 4 月 環境影響評価制度の手続を実施 平成 2 2 年 3 月 「ごみ半減プラン」を策定 平成 2 3 年 2 月 「循環型社会形成推進交付金」に係る地域計画（第 2 期）を策定 平成 2 4 年度 「京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事」発注仕様書を作成 平成 2 5 年 5 月 同工事の入札の公告 1 0 月 同工事の契約を締結，設計に着手 平成 2 6 年 4 月 同工事の着手 平成 2 7 年 3 月 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正 「新・京都市ごみ半減プラン」を策定 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 7 年 7 月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に伴う電気設備工事，衛生設備工事及び空気調和設備工事の入札の公告 8 月 建物新築工事着手 1 0 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行 1 2 月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に伴う電気設備工事，衛生設備工事及び空気調和設備工事の請負契約を締結 平成 2 8 年 8 月 新工場の建設予定範囲における土壌汚染対策工事が完了		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
2 2 7 家庭ごみの雑紙分別収集は周知徹底を強化し、市収集回数を現行の月 1 回からさらに増やすこと。	① 雑がみについては、平成 2 6 年 6 月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③（①及び②が難しい場合）「小型金属類・スプレー缶」の収集日での回収（毎月 1 回）を 3 つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で開始しました。また、平成 2 7 年 1 0 月に改正した「しまつのこころ条例」において、雑がみなどのリサイクルできる紙類の分別を義務化したところです。 ② 家庭からの紙ごみについては、市民の御理解・御協力により、着実に分別・リサイクルが進んでいますが、引き続き、まち美化事務所やエコまちステーションが地域へ出向いて、きめ細やかな啓発や相談・支援を行っていくとともに、当面は現行の回収の仕組みを継続しつつ、コミュニティ回収など、市民、事業者の主体的な分別・リサイクルを促進する仕組みを拡充・強化してまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 8 月 雑がみ保管袋のコミュニティ回収団体への配布 平成 2 5 年 7 月 包装紙等の「雑がみ」の分別リサイクル拡大に向けた社会実験を実施 平成 2 6 年 6 月 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開 平成 2 7 年 2 月 雑がみ保管袋の市内全世帯への配布開始 1 0 月 「しまつのこころ条例」の施行による、リサイクルできる紙類の分別義務化		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を 2 2 8 市立芸術大学の教学環境について、学生・教職員の意見を反映し通学の利便性、学校施設の整備などの改善を行うこと。学費を引き下げること。	① 市立芸術大学の移転整備までの間、現在地において学校施設の機能や安全性を保持するとともに、更なる教育研究環境の向上を図るため、大学と協議しながら必要な工事・修繕等を見極めて実施しているところです。通学の利便性については、市立芸術大学の移転整備事業によって大幅な改善を図れるものと考えております。 ② 市立芸術大学は平成 2 4 年度から公立大学法人による運営に移行しており、学費をはじめ「市立芸術大学が徴収する料金」は、地方独立行政法人法に基づき、法人がその上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長である市長の認可を受けるものです。学費の引き下げは、この上限の範囲内において、法人の運営に委ねられております。		

平成 2 9 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 2 9
要 望 内 容	回 答		
2 2 9 国公立大学の学費を引き下げ，私立大学等経常費補助金（私学助成金）充実を国及び府に求めること。給付制や無利子奨学金などの拡充を国に求めること。市としても現在の奨学金受給者数等の実態調査を定期的に行い，独自の奨学金制度や京都市民を対象とした助成制度を創設すること。	① 本市では，学生が安心して学べる環境づくりが非常に重要であると認識しており，これまでから，国に対して，無利子奨学金の拡充や授業料減免等の充実を要望してまいりました。平成 2 9 年度に向けては，新たに給付型奨学金の創設をはじめ，国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実など，学生の学びの環境が充実するよう要望いたしました。 ② こうした要望の結果，国の平成 2 9 年度予算政府案では，給付型奨学金の創設，無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現，低所得世帯の子どもたちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃，新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応など，大学等奨学金事業の充実を図るとともに，国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の増額などが盛り込まれています。 ③ 学生を取り巻く実態については，国や日本学生支援機構などが実施している全国的な調査の結果について，情報収集を行うとともに，学生に最も身近な各大学と密に情報交換を行い，実態把握に努めてまいります。 ④ 奨学金は，学生の 2 人に 1 人が活用する全国的な問題であることから，まずは国において充実が図られるべき問題であると認識しており，今後，国の動向を注視しながら，平成 2 8 年 9 月市会で議決された意見書も踏まえ，引き続き，国に対して，奨学金の更なる充実等を要望してまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
2 3 0 ニート・引きこもり・不登校など，社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い，支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。	① ニート，ひきこもり，不登校など，社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については，平成 2 2 年 1 0 月に「子ども・若者総合相談窓口」及び幅広い分野の関係機関で構成する「京都市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し，総合的・継続的な支援に取り組んでいます。 ② 市域内に推計で，約 7 千人おられるひきこもりの方については，国や他都市等との情報交換や専門家からの御意見をお聴きする中で課題等の把握に努めており，引き続き，関係機関との連携の下，協議会による支援の主導的役割を担う子ども・若者指定支援機関（（公財）京都市ユースサービス協会）に配置した支援コーディネーターが適切な支援を組み合わせながら，困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組んでまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・子ども・若者総合支援事業 4 0，9 6 8 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 2 年 4 月 「子ども・若者育成支援推進法」施行		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
2 3 1 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所 単位に設置すること。	① 青少年活動センターについては，市内に 7 箇所設置し，相互の連携を図るなどのネットワーク化に努め，全市の青少年の自主的な活動を支援しているところです。センターの増設については，本市の財政事情が厳しいことから困難であると考えております。 (平成 2 9 年度予算額) ・ 青少年活動センター運営 2 9 9 , 7 0 4 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
2 3 2 若い世帯や青年・学生などへの家賃補助制度を創設すること。	① 本市では、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン―第3次京都市青少年育成計画―」に基づき青少年施策を推進しておりますが、若年者への家賃補助制度については、若年者であることが住宅の確保を困難とする要素とは認められないため、若年者のみを対象とした制度は実施しておりません。ただし、市営住宅における子育て世帯やひとり親世帯に対する優先入居の実施や、安心して居住できる住宅の情報提供等によって、若年者を含む住宅確保要配慮者への支援を行っており、平成28年度からは、市営住宅において、子育て世帯向けリノベーションを実施しているところです。 ② また、民間賃貸住宅においても、これまでから実施している特定優良賃貸住宅の供給に加え、平成28年度からは、国の地域優良賃貸住宅（子育てタイプ）を活用した改修時の補助制度を開始したところであり、引き続き、若年層の負担軽減に努めてまいります。 ③ 併せて、子育て・若年層世帯が住まいを選択するうえで必要としている住情報についても、不動産団体と連携しながら、効果的かつ効率的に発信してまいります。 （平成29年度予算額） ・地域優良賃貸住宅供給促進事業（旧特定優良賃貸住宅制度） 6 0 8, 8 2 3 千円 ・子育て世帯向けのリノベーション（市営住宅・民間賃貸住宅） 4 4 3, 8 0 8 千円 ・子育て・若年層世帯へ向けた住情報の発信事業 4, 5 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） ＜特定優良賃貸住宅の家賃減額補助件数＞ 平成27年12月末現在 1 1 3 団地, 2, 3 0 6 戸		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
2 3 3 ブラック企業規制条例を制定すること。また、若者を守るために、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。京都市として独自の実態調査・相談窓口・対策室などを充実させること。	① ブラック企業の規制については、従来からの労働関係法令に加え、「青少年の雇用の促進等に関する法律」が平成 2 7 年 9 月に公布され、平成 2 8 年 3 月から一定の労働関係法令違反のある事業所については、ハローワークで求人申込を受理しないこととなるなど、法律による規制強化が図られたところです。 ② 本市では、これまでから、労働局・府・教育機関等と連携し、学生の視点で作成した啓発動画の発信、企業経営者向けセミナー、WEB サイト「京のまち企業訪問」による「若者応援企業」の発信及び中学生から大学生に至るまでの雇用・労働問題に関する学習を行っております。 ③ また、平成 2 8 年 3 月に本市と労働局、府で設置した「京都ブラックバイト対策協議会」において、ブラック企業の実態を把握するための調査を実施いたしました。 ④ 相談窓口については、オール京都体制の下、労働局や府が設置している市内 9 箇所の相談窓口に加え、平成 2 8 年 4 月からは、学生が多く集うキャンパスプラザ京都にブラックバイト相談窓口を設置し、働くルールを学ぶセミナーや相談会を大学等で実施するなど取組を強化しております。 ⑤ ブラック企業・ブラックバイト根絶に向けては、平成 2 8 年 1 2 月に開催された「京都労働経済活力会議」においてオール京都で取り組むことが改めて確認されており、今後とも、労働局における法律に基づく厳しい調査、監督指導の徹底とともに、本市としては働く全ての人々がブラック企業、ブラックバイトの被害に遭わないよう、労働局や府とも連携を強化し、実態を踏まえた企業への指導や学生への啓発など効果的な取組を推進してまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 7 3 , 0 0 0 千円 ・ CSR（企業の社会的責任）の推進支援 6 0 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
2 3 4 市民しんぶん，市の広報板，大学近くのバス停，地下鉄の中吊り広告，ツイッターやフェイスブックなど，京都市の持つあらゆる広報媒体を駆使して，誰もが見える場所でブラックバイト相談窓口やホットラインの周知強化を行うこと。	① 本市では，これまでから，市民しんぶん，市の広報板，京都いつでもコール，ホームページ及びフェイスブックなどで，ブラックバイト相談窓口やセミナー，相談会の周知を行ってまいりました。 ② また，ブラックバイトに関しては学生への周知が重要であると認識しており，学生目線でのブラックバイト防止の啓発動画の制作・発信や学生アルバイトを多く雇用する企業を招いてのパネルトークを組み入れた企業経営者向けセミナーを実施するほか，今年度中にWEBサイト「京のまち企業訪問」のリニューアルを行う予定であるなど，学生・企業に向け，分かりやすい周知・啓発活動を行っております。 ③ さらに，市内38大学の学生課やキャリアセンターなどにブラックバイト相談窓口の周知ポスターの掲示や周知チラシの配架を行うとともに，平成28年10月からは大学に出向いて，直接，学生向けに啓発セミナーを実施するなど，効果的な周知に努めております。 ④ ブラック企業・ブラックバイト根絶に向けては，平成28年12月に開催された「京都労働経済活力会議」において，各機関それぞれが役割を果たし，オール京都で取り組むことが改めて確認されており，本市としても，働く全ての人がブラック企業，ブラックバイトの被害に遭わないように，引き続き効果的な周知啓発を行ってまいります。 (平成29年度予算額) ・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 7 3 , 0 0 0 千円 ・ CSR（企業の社会的責任）の推進支援 6 0 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 5																
要 望 内 容	回 答																		
五 文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を 2 3 5 京都会館の運営にあたっては，利用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。	① ロームシアター京都（京都会館）の利用料金については，これまでの市民の方々の利用実績等をもとに検討を行い，メインホール及びサウスホールの 1 階席のみの利用区分や全日区分など新たな料金区分を設けるなど，催物に応じて利用しやすい料金設定としております。 また，リハーサルや小公演に利用できるノースホールを新たに設け，より幅広いニーズに対応しました。 ② 平成 2 8 年 1 月の開館後，約 1 年にわたり，オープニング事業として，能楽や日本舞踊のほか，大学や社会人の合同バンドによる吹奏楽の祭典や京都幼児音楽フェスティバルなど，多彩な文化活動を実施したところです。 今後も，ロームシアター京都（京都会館）が文化芸術活動の発信拠点となるとともに，賑わいスペースもあわせて市民の憩いの場となるよう取り組みます。 （平成 2 9 年度予算額） ロームシアター京都（京都会館）管理運営（指定管理料） 4 0 6，0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） <table><tr><td>平成 2 3 年度</td><td>再整備基本計画策定</td></tr><tr><td>平成 2 4 年 6 月</td><td>再整備基本設計完成</td></tr><tr><td>平成 2 5 年 9 月</td><td>起工式</td></tr><tr><td>平成 2 6 年 9 月</td><td>ロームシアター京都オープニング事業発表</td></tr><tr><td>平成 2 7 年 8 月</td><td>竣工</td></tr><tr><td>9 月</td><td>竣工式</td></tr><tr><td>平成 2 8 年 1 月</td><td>開館記念式典</td></tr><tr><td>平成 2 8 年 1 月～1 2 月</td><td>オープニング事業</td></tr></table>			平成 2 3 年度	再整備基本計画策定	平成 2 4 年 6 月	再整備基本設計完成	平成 2 5 年 9 月	起工式	平成 2 6 年 9 月	ロームシアター京都オープニング事業発表	平成 2 7 年 8 月	竣工	9 月	竣工式	平成 2 8 年 1 月	開館記念式典	平成 2 8 年 1 月～1 2 月	オープニング事業
平成 2 3 年度	再整備基本計画策定																		
平成 2 4 年 6 月	再整備基本設計完成																		
平成 2 5 年 9 月	起工式																		
平成 2 6 年 9 月	ロームシアター京都オープニング事業発表																		
平成 2 7 年 8 月	竣工																		
9 月	竣工式																		
平成 2 8 年 1 月	開館記念式典																		
平成 2 8 年 1 月～1 2 月	オープニング事業																		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
2 3 6 音楽，演劇，伝統芸能など，市民が日常的に親しめるよう鑑賞機会と鑑賞施設を増やすとともに，鑑賞料金を低く抑えること。	① 京都市交響楽団において，市内 5 箇所の文化会館を会場に，低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」を開催しているほか，大学生を対象として，京都市キャンパス文化パートナーズ制度による市民狂言会の観覧料の減額を行っております。 ② 平成 2 8 年 3 月には，「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクト X I V 子どものためのオペラ」を，京都の小学 6 年生を対象に無料で実施しました。平成 2 9 年 3 月には，平成 2 8 年の開催に引き続き，「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクト X V 子どものためのオペラ」を京都の小学 6 年生を対象に無料で実施します。 ③ また，平成 2 8 年度は，京都市交響楽団創立 6 0 周年を記念し，「京響」を身近に感じていただけるよう，市内各地で演奏を行う「京響ふらっとコンサート」など，多彩かつ魅力的な記念事業を実施してまいりました。 ④ 平成 2 9 年度についても，市民が日常的に親しめるよう鑑賞料金を抑えた取組を実施してまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 7						
要 望 内 容	回 答								
2 3 7 子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは，身近に舞台芸術にふれられるよう，地元や演劇関係者と連携した事業に発展させること。	① 本市では，身近に伝統芸能に親しめるよう，平成23年度から，市民狂言会において「子ども（初心者）向け」として，夏休み特別編を開催しています。 ② また，平成27年3月には「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ」を，市内の小学生を対象に実施しました。平成28年2月には，平成27年の開催に引き続き，「小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅣ子どものためのオペラ」を京都の小学6年生を対象に無料で実施したところです。 ③ 平成29年度は，引き続き，京都の演者等と連携し，中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業に取り組んでまいります。 （経過・これまでの取組等） <table><tr><td>平成20年度～平成24年度</td><td>子ども感動応援ステージ</td></tr><tr><td>平成23年度～</td><td>市民狂言会において，「子ども（初心者）向け」として夏休み特別編を開催</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ ラヴェル：歌劇「子どもと魔法」</td></tr></table>			平成20年度～平成24年度	子ども感動応援ステージ	平成23年度～	市民狂言会において，「子ども（初心者）向け」として夏休み特別編を開催	平成26年度	小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ ラヴェル：歌劇「子どもと魔法」
平成20年度～平成24年度	子ども感動応援ステージ								
平成23年度～	市民狂言会において，「子ども（初心者）向け」として夏休み特別編を開催								
平成26年度	小澤征爾音楽塾オペラプロジェクトⅩⅢ子どものためのオペラ ラヴェル：歌劇「子どもと魔法」								

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
2 3 8 地域文化会館の売却は行わないこと。全行政区で市民の利用しやすい施設の新設及び整備を行うこと。	① 文化会館においては、平成 2 1 年度に開催した「京都市公共ホールの在り方検討委員会」において、地域の文化芸術活動の拠点としての役割を果たすため、行政が取り組むべき課題について指摘されており、今後も引き続き、施設の管理者とともに各地域のニーズに応じた事業展開を図ってまいります。 ② なお、新たな文化会館の開設については、本市の厳しい財政状況において、困難であると考えております。現在運営している各文化会館の整備に関しては、市民にとって使い心地のよいものであるよう、点検及び修繕を効率よく行ってまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・文化会館運営管理 3 1 0 , 3 7 6 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 3 9
要 望 内 容	回 答		
2 3 9 市民が気軽に利用できるスポーツ施設の整備・大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の地域体育館を建設すること。	① 本市では、国際的、全国的規模の大会が開催できる京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）、武道センター、横大路運動公園体育館、地域体育館13箇所のほか、グラウンド、テニスコート、プールなど計42箇所のスポーツ施設を有しており、それぞれ多くの市民、競技団体に御利用いただいております。 ② また、「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」により市内のほぼ全てのスポーツ施設をインターネットで予約することが可能となっており、手軽に御利用いただける環境を整えております。 ③ 現在、府市協調による西京極総合運動公園の計画的改修、横大路運動公園の再整備・防災機能強化や、宝が池公園体育館（仮称）などの新規整備に向けた取組を進めているほか、既存の施設の維持改修にも取り組んでおります。 ④ 厳しい財政状況ではありますが、国の補助金等の確保に努めつつ、引き続き、多くの市民、競技団体にスポーツ施設を気軽に御利用いただけるよう、利用環境の改善、施設整備に取り組んでまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 0
要 望 内 容	回 答		
2 4 0 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実，人員の配置や体制，市民から寄せられる相談については，施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。施設間における格差が生まれている状況を改善すること。	① スポーツ施設の運営管理や維持修繕，市民から寄せられる相談等については，施設を日常管理している指定管理者と情報共有を密にして，本市も自ら現状の把握に努めております。今後とも指定管理者と連携して，責任をもった対応を行ってまいります。 ② また，各施設において，市民の方が気持ちよく，楽しく御利用いただけるよう，立地条件等の実情を踏まえ，それぞれの施設が持つ特色も活かしながら，指定管理者とともに創意工夫を重ね，市民目線に立った運営を行ってまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
2 4 1 横大路運動公園の再整備にあたっては、体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。当面、屋外トイレと排水溝について早急に改善すること。	① 横大路運動公園の再整備については、災害時の広域防災拠点としての機能付加を含め、京都府内の運動公園として準広域・準基幹的な利用が図れるよう、府市協調により、硬式野球場や多目的グラウンド、園路、駐車場の整備を行う計画としており、体育館の改修等は予定しておりません。 ② しかし、体育館は開設から約 3 0 年が経過し、部分的な改修や設備機器の更新等が必要であることから、指定管理者との連携を密にして、計画的に必要な改修等を実施してまいります。 ③ また、再整備が完了するまでの間においても、改善が必要な箇所については、必要な対策を講じてまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
2 4 2 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナーズ制度については、スポーツ施設など利用施設の拡大を行うこと。	① 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。 ② 文化施設の使用料については、施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは、本市の厳しい財政状況を考慮すると、困難であると考えております。 一方、こうした状況の中でも、高齢者等への割引制度については、満 7 0 歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の観覧料等の免除を実施しております。 また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を 5 0 大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。 その対象利用施設については、引き続き、拡大を検討するとともに、大学生に向け、制度の更なる周知を行ってまいります。 ③ スポーツ施設の利用料金についても、文化施設と同様、その引下げは困難な状況ですが、青年等の割引制度として、中学生以下の子どもを対象とした利用料金の 5 割減免を実施しているとともに、身体障害者等及びその介護者については利用料金の一部免除を行っております。一方、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、利用料金の引下げを行っており、年齢等に関わらず、スポーツに親しみやすい環境づくりにも取り組んでおります。 ④ 引き続き、各施設において指定管理者による意見箱設置、利用に関してのアンケートを行うなど、利用者の意見を参考にしながら、より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 9 年 度 予 算 額) ・ 京都市キャンパス文化パートナーズ制度登録・情報発信用システム管理運営費等 1, 7 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 9 年 度 市内在住満 7 0 歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料, 動物園入園料, 元離宮二条城入城料等を免除 平成 1 7 年 度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の 5 割減免を実施 平成 2 1 年 度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化 平成 2 2 年 度 全ての中学生について動物園入園料を無料化 平成 2 5 年 度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大 市内小中学生について, 元離宮二条城入城料, 無鄰菴・岩倉具視 幽棲旧宅入場料を無料化		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 3
要 望 内 容	回 答		
2 4 3 いきいき市民活動センターは，耐震改修，設備改修，バリアフリー化を進めること。	① いきいき市民活動センターは，コミュニティセンターの廃止後の既存施設を市民共有の貴重な社会資源として有効に活用するという観点から施設を転用したものであることから，多くの施設で老朽化が進んでおります。このため，これまでから施設としての基本的な機能維持のための耐震改修や防水，高圧受変電設備改修工事等の施設・設備改修を行うとともに，平成 2 5 年度から順次，トイレの和式の便器を洋式の便器に取り替えるバリアフリー化工事を進めております。 今後も，本市の厳しい財政状況を踏まえつつ，引き続き努力してまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・いきいき市民活動センター修繕費 1 5，0 0 0 千円		

平成 2 9 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 4 4
要 望 内 容	回 答		
2 4 4 学区毎に，市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。	① 地域の集会所については，自治会等による地域活動の拠点や災害時の避難所として利用される重要な役割を担う施設であると考えております。 そのため，住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として，自治会・町内会等が行う集会所の新築や老朽化に伴う修繕，耐震工事などに要する費用の一部を補助してきたところです。 今後も，自治会等の地域からの要望に基づき，自主的な地域活動の一助となるよう支援を継続してまいります。 ② また，区役所・支所の会議室については，公序良俗に反する恐れがあるときは使用を認めないなど，一定の制約はありますが，業務使用がある場合を除き，基本的には，広く市民に利用いただいております。 なお，セキュリティ確保の観点から利用いただける時間が異なるなど，会議室利用に関しては，各区役所・支所が庁舎管理者として要綱を設置し対応しています。 （平成 2 9 年度 予算額） ・集会所新築等補助金 1 7，2 5 0 千円 ※補助金交付限度額および補助率 新 築：総工事費の 1 / 2 以内，限度額 8，0 0 0 千円 増改築・修繕：総工事費の 1 / 2 以内，限度額 4，0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） ＜補助金交付件数実績＞ 平成 2 5 年度 1 0 件 平成 2 6 年度 7 件 平成 2 7 年度 1 6 件 平成 2 8 年度 5 件（予定）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 5
要 望 内 容	回 答		
2 4 5 京都市交響楽団の巡回演奏を充実させること。 学校への巡回演奏を行うこと。	① 京都市交響楽団においては、市内 5 箇所の文化会館を会場に、低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」（プログラムにより 0 歳児から入場可能）を開催しています。さらに、引き続き福祉施設への訪問演奏を実施するなど、市民に顔の見える活動にも、積極的に取り組んでまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・京都市交響楽団運営補助 7 4 8， 3 1 8 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
2 4 6 早期に文学館を設立すること。	① 本市出身の作家や本市を舞台にした作品も多く，市内にはそれらのゆかりの地も多くあります。これらを一つの施設で集約する文学館を建設することは極めて困難ですが，インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど，文学に関する取組を進めてまいります。 (経過・これまでの取組等) 平成 9 年 3 月 京都市文化観光情報システム稼働 ※ 文学関連情報を発信 平成 2 2 年 4 月 京都市文化観光情報システムを「京都観光N a v i」に全面リニューアル 平成 2 3 年 3 月 京都さくらマップ 2 0 1 1 で「文豪たちが描いた桜風景」を特集 平成 2 4 年 9 月 「古典の日に関する法律」が公布，施行。以降，市民が古典に親しむことができるよう，フォーラムや朗読コンテストを実施		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
六 中小企業，伝統産業・商工業の振興を 2 4 7 以下の雇用対策に取り組むこと。 ・失業者・転職者への相談窓口を充実すること。 ・公的就労制度を創設すること。 ・市独自の雇用創出，企業への要請など，さらに取り組むこと。 ・雇用創出担当部長を復活させるなど，体制強化をはかること。	① 本市では，雇用対策を推進するに当たり，関係各局が情報交換を積極的に行うなど，全庁体制で取り組んでおります。 ② 生活保護受給者を含む生活困窮者に対しては，キャリアカウンセラー等がカウンセリングを通じて就労意欲の喚起等を行う「就労意欲喚起等支援事業」の実施や，ハローワークとの連携により福祉事務所等で専門のナビゲーターが求人紹介等を行う「福祉・就労支援コーナー」の設置等，様々な取組を進めており，平成 2 6 年度から継続して，毎年延べ 1，8 0 0 名以上の方が就労に結び付くなどの成果を上げています。 ③ また，平成 2 7 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い，生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談に対応するため，専門の相談窓口を設置し，上記に記載の様々な就労支援事業を活用しながら，対象者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいます。 ④ このほか，平成 2 8 年 4 月に，キャンパスプラザ京都に開設した「京都市わかもの就職支援センター」では，就職活動前の低年次生も対象とし，市内中小企業と若者との交流を促進するほか，大学への出張セミナーやカウンセリングにより職業観を醸成し，卒業後の多様な選択肢を描ける担い手の育成を推進しています。 ⑤ さらに，本市，労働局，府が共同で運営するWEBサイト「京のまち企業訪問」では，3，7 0 0 社を超える京都企業の魅力を紹介しています。平成 2 8 年度は，新たな取組として，若者の視点から京都の中小企業を取材し，その情報を同サイトで発信することとしており，引き続き，学生をはじめとする求職者等の企業の理解の促進を図ってまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 9 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
	⑥ 平成 2 9 年度には、宿泊業，飲食サービス業など観光関連産業の生産性向上と従業員のスキルアップにより，正社員転換を支援する「宿泊業，飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業」や，首都圏在住の京都出身の若者などをインターンシップ生として受け入れ，彼らの視点で観光関連産業の魅力を発信する「首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業」により，正規雇用を増やす取組を推進してまいります。 ⑦ また，これまでから正規雇用の拡大等について要請を行っており，平成 2 8 年 1 2 月には，労働局，府とともに正規雇用の拡大，賃上げや福利厚生の実施，長時間労働の是正等の要請を実施しております。 ⑧ 体制強化については，産業戦略部長のもとに雇用担当を一元化し，産業政策と雇用対策を有機的に連携させた総合的な取組を推進しているところです。 ⑨ 雇用行政は本市の重要課題であるとの認識の下，社会経済情勢に応じた体制の在り方について，今後も適宜検討してまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・観光関連産業安定雇用促進事業 3 3，0 0 0 千円【新規】 （うち 宿泊業，飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業 2 0，9 0 5 千円【新規】 - 首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業 1 1，0 9 5 千円【新規】）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 8
要 望 内 容	回 答		
2 4 8 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。	① 平成 2 4 年 4 月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援センターの各支部及び京北商工会の市内 5 箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。 この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築し、きめ細やかな対応を実施しているため、区役所へ専門の相談員を配置することは検討しておりません。 (平成 2 9 年度予算額) ・ 中小企業経営支援体制の強化 7 2 , 0 0 0 千円 ・ 中小企業創業・経営支援事業 1 2 , 0 1 2 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 9
要 望 内 容	回 答		
2 4 9 中小零細業者を対象にした，貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費の補助，固定資産税の減免，設備投資への助成などの施策を実施すること。	① 中小企業の固定費については，健全な経済活動の中で個々の事業者が自己負担すべきものであり，こうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えており，本市では，中小企業のコスト削減や販売不振への対応などの様々なニーズに，専門家がきめ細やかに対応する経営相談や低利の融資制度を通じて，中小企業が固定費を自ら負担できるように健全経営の確立を支援しております。また，固定資産税についても，固定資産の保有という事実に着目し，その資産価値に応じて公平に課税されるべきものと考えております。 ② 設備投資への助成としては，平成 2 6 年度から京都市伝統産業設備改修等補助により，伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう，助成を実施しており，引き続き，既存の支援制度を活用してまいります。 ③ 企業立地については，平成 1 4 年度に京都市企業立地促進制度を創設し，本社，工場，開発拠点，研究所の新增設に対して支援しており，平成 2 7 年度には，中小企業に対する支援内容の充実を図り，より一層の事業拡大等を支援する制度としております。 （平成 2 9 年度予算額） ・戦略的企業誘致の推進 6 6 2，4 7 0 千円【充実】 （うち「企業立地促進助成」 6 4 5，4 3 7 千円） ・伝統産業設備改修等補助 4 5，0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 1 4 年 4 月 「企業立地促進助成制度」の創設（1 2 0 件指定） （平成 2 8 年 1 2 月末現在）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 0
要 望 内 容	回 答		
2 5 0 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。	① 保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであること、多額の財政負担を伴うものであることから、一律にその軽減や補給を実施する考えはありません。 なお、経営改善に取り組む中小企業への支援施策として、経営支援と合わせた保証料割引制度、一定の要件を満たすことで利用できる国の「経営力強化保証」に対応した「あんしん借換資金」や「開業・経営承継資金」において保証料の引下げを実施しており、中小企業の負担軽減に努めています。 また、返済猶予期間の長期化による負担軽減は、後年度の返済負担金額が大きくなり、中小企業の経営を圧迫するおそれがあることから実施は考えておりません。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
2 5 1 市に融資受付窓口を設置し，市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。	① 本市融資制度の利用に際しては，市内 2 0 0 店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで，利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っていることから，本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 公共事業・物品購入について、地元業者への優先発注を行うこと。中小企業発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。	① 公契約基本条例において、「本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする」と定めており、この条例に基づき、分離・分割発注など市内中小企業の受注機会の増大が図られるよう努め、地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与してまいります。 ② 本市の公共事業については、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件においても、市内中小企業が元請として参画できるよう、共同企業体方式を採用するほか、橋りょうなど高度な技術力を要する案件においても、市内中小企業を構成員の一員とすることを条件とする共同企業体方式を採用するなどの工夫を重ねております。 その結果、平成 2 7 年度の市内中小企業との契約件数は約 9 割と高い比率を維持しております。 ③ 市内中小企業の下請への参入については、入札公告及び契約約款において、下請契約等での市内中小企業の選定に努めるよう明記するとともに、市外企業を下請負人に選定した元請企業には「市外業者選定理由書」の提出を求めており、これらの結果、平成 2 7 年度の下請企業の約 7 割が市内中小企業となっています。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
2 5 3 低入札の防止にむけ、入札制度のさらなる改善を行うこと。	① 本市においては、これまでからも様々なダンピング対策に取り組んでおり、平成 2 8 年 4 月には、本市の低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げるための算定基準の改正を国と同様に行うなど、入札制度改革を実施しております。 今後も引き続き、しっかりと取り組んでまいります。 (経過・これまでの取組等) 最近のダンピング防止のための主な制度改正 工事における予定価格の事後公表の適用範囲の拡大 (W T O 協定適用基準額以上→予定価格 2 億円超) 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格制度の全件導入 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格の全面事後公表化 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格の積算基準の引き上げ		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。伝統産業実態調査を行い、後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。新商品の開発、販路の開拓・拡大を支援すること。	① 京都市伝統産業設備改修等補助については、制度の利用意向について、業界への需要調査を行うとともに、年間を通して事業者から希望をお聞きし、それらを踏まえた予算を計上しております。 ② 伝統産業に係る実態調査については、平成 2 7 年度に和装産業実態調査を実施しており、その結果をもとに、後継者育成をはじめとする業界の諸問題への対応を検討してまいります。また、引き続き、「後継者育成事業」として育成資金の交付や、首都圏で実施される大型展示会への出展支援を実施するとともに、「若手職人等就業支援事業」において、次代を担う若者の伝統産業企業への就職支援を行い、後継者の育成に積極的に取り組んでまいります。 ③ 工賃の底上げについては、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市においてもホームページ等で周知を行っております。 ④ 新たな販路開拓のため、パリ及び台湾において、見本市への出展や展示販売会を実施する「京もの海外進出支援事業」を実施するほか、オール京都で首都圏にて展示商談会を実施する「京都知恵産業フェア」を開催するなど、新たな需要や販路の開拓につながる取組を、引き続き積極的に行い、着実に成果に結び付けてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・京もの海外進出支援事業 2 9 , 0 0 0 千円 ・伝統産業製品の販路開拓支援～パリ友情盟約締結 6 0 周年プレ事業～ 5 , 0 0 0 千円 ・伝統産業設備改修等補助 4 5 , 0 0 0 千円 ・技術後継者育成事業 5 , 0 0 0 千円 (次ページに続く)		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
	・若手職人等就業支援事業（京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト） 2, 8 0 7 千円 ・販路開拓，産地商品宣伝 2 0, 5 6 2 千円 （経過・これまでの取組等） <京都市伝統産業設備改修等補助> （平成 2 8 年度） 予算額：4 5, 0 0 0 千円 <京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト> （平成 2 8 年度） 3 2 事業者 3 3 名に対し，新規雇用者の指導等に対する費用に対し補助金を交付 <京もの海外進出支援事業> （平成 2 8 年度） ・台湾 台北市の百貨店で行われた展示販売会に出展 会 期：平成 2 8 年 7 月 2 6 日～8 月 9 日 参画事業者数：1 0 社 ・パリにおける展示商談会・国際見本市 会 期：平成 2 9 年 1 月 6 日～1 7 日（展示商談会） 2 0 日～2 4 日（国際見本市） 参画事業者数：1 8 社 <京都知恵産業フェア 2 0 1 7 > 期 間：平成 2 9 年 2 月 2 3 日（木）1 1 時～1 9 時 2 4 日（金）1 0 時～1 7 時 場 所：渋谷ヒカリエ（東京渋谷） 内 容：バイヤー向け展示商談会 出展者数：1 1 0 社		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
2 5 5 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ， 道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。	① 工賃の引上げについては，西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し，丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり，本市においてもホームページ等での周知を行っております。 ② 道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う担い手の養成と確保については，「京都伝統産業道具類協議会」において，平成 2 7 年度から，織機の技術の養成を目的とした研修を実施しているところであり，平成 2 9 年度も引き続き，これらの取組を支援してまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・ 伝統産業道具類等確保事業 3 0 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
2 5 6 友禅職人の工賃の引き上げ，各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。	① 京手描友禅の価値を消費者に伝え，需要の拡大を図るため，平成 2 8 年度から，業界が率先して取組む京手描友禅のトレーサビリティシステム構築の支援を行っております。 また，後継者育成については引き続き，育成資金の交付や「伝統産業後継者育成研修」を実施するとともに，「若手職人等就業支援事業」において，次代を担う若者の伝統産業企業への就職支援に，積極的に取り組んでまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・技術後継者育成事業 5，0 0 0 千円 ・伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所）1 6，4 1 2 千円 ※法人予算により実施（京都市産業技術研究所運営費交付金の一部） ・若手職人等就業支援事業（京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト）2，8 0 7 千円 （経過・これまでの取組等） ＜伝統産業技術後継者育成研修（地方独立法人京都市産業技術研究所）＞ （平成 2 8 年度） 京友禅（手描）受講者数 ・基 礎 コース：1 6 名 ・プロ養成コース：8 名 ・専 門 コース：平成 2 9 年 2 月～3 月開講予定，定員 1 6 名×2 コース ＜京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト＞ （平成 2 8 年度） 3 2 事業者 3 3 名に対し，新規雇用者の指導等に対する費用に対し補助金を交付		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
2 5 7 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。	① 平成 1 8 年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。 ② また、小売業を行う店舗の立地に際しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。 ③ 一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成 1 2 年 6 月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。 ④ 今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
2 5 8 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。	① 企業立地促進制度は、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市内企業の移転流出防止」及び「市外からの企業誘致」を図るため、企業の本社、工場、開発拠点、研究所の新增設等を促進する支援制度として、平成 1 4 年度の制度創設以降、1 2 0 件の指定を行ってきました。 ② 平成 2 7 年度には、中小企業について助成期間を 5 年とするとともに、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”認定企業」を「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の対象とするなど、中小企業に対する支援内容の充実を図り事業拡大をより一層支援する制度としております。 引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。 （平成 2 9 年度予算額） ・戦略的企業誘致の推進 6 6 2, 4 7 0 千円【充実】 （うち「企業立地促進助成」6 4 5, 4 3 7 千円） （経過・これまでの取組等） 平成 1 4 年 4 月 「企業立地促進助成制度」の創設（1 2 0 件指定） （平成 2 8 年 1 2 月末現在）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
2 5 9 「商店街振興条例」と「アクションプラン2011」の具体化，推進に当たっては，実態調査を行い，小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。	① 本市では，平成23年3月に策定した「京都市商業活性化アクションプラン2011」に基づき，商店街の振興を含む全33事業を平成27年度まで実施してまいりました。 また，これまでから京都府とも連携し，市内全商店街へのヒアリングを行い，各商店街の現状について把握しております。 商店街の活性化に成功している商店街は，いずれも様々な団体と連携し，地域を巻き込んだ取組を実施していることから，今後は，NPOや学生団体，地域団体など，地域に密着した活動を活発に展開している団体と商店街との連携を強化し，商店街の利用者である地域を巻き込みながら，まちづくりの一環として商店街の活性化を推進してまいります。 ② 商店街の空き店舗対策については，これまでから商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備に対する助成，イベントなどの商店街の賑わいづくりや，アーケード・街路灯の設置など，商店街の魅力を向上させる取組への支援を行ってきたところです。 平成27年度及び平成28年度には，これらの取組に加えて，空き店舗所有者と出店希望者の信頼関係の構築に重点をおいて両者のマッチングを図る「空き店舗流通促進モデル事業」に取り組み，これまでに11件（平成29年1月末現在）の成約につなげました。 平成29年度からは，不動産業者とも連携しながら，積極的に物件の掘り起こしを行うとともに，店舗改装への助成など出店希望者に対する支援を充実させ，空き店舗の更なる解消に取り組んでまいります。		

（次ページに続く）

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 9 年度予算額) ・ 商店街等支援事業 5 0 , 2 6 0 千円 ＜内訳＞ 商店街等環境整備支援事業 商店街等競争力強化支援事業 まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト【新規】 ・ 商店街街路灯 L E D 化推進事業 5 , 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 4 月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行 平成 2 3 年 3 月 「京都市商業活性化アクションプラン 2 0 1 1」策定		

平成２９年度予算要望に対する回答		ＮＯ．	２６０
要 望 内 容	回 答		
２６０ 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に、ていねいに協議し意見を反映させること。	① 堀川団地の再生については、京都府及び京都府住宅供給公社が、平成２５年９月以降、それまでの整備方針に反対していた商店街に対して意向調査を実施し、対応案を検討した結果、「中４棟改修・南北２棟建替え」及び「西陣アート＆クラフトファクトリー（仮称）」の設置を軸とした整備方針に見直しを行うこととし、平成２６年７月から８月にかけて、その整備方針を商店街及び団地住民に対して説明を行いました。 また、現在、京都府及び京都府住宅供給公社が、団地入居者や商店街等へ御意向の聞き取りを行いながら、堀川再生方針である「アートと交流」をテーマに、伝統産業の振興と地域の活性化、団地再生が両立するような再整備計画の検討を進めています。 ② 出水１及び２棟については、全１５区画のうち現在１３区画が出店し、残る２区画についても、既に出店者が決まっており、平成２９年春頃までには全ての区画で出店が完了する予定です。また、出水３棟及び下立売棟改修工事の基本計画策定業務は、平成２８年９月末に基本構想が策定され、平成２８年度中に出水３棟の実施設計に着手し、平成２９年度には出水３棟の着工及び下立売棟の実施設計に着手する予定です。 さらに、「西陣アート＆クラフトファクトリー（仮称）」への建替えが予定されている上長者町棟入居者に対する説明会が、京都府により平成２８年５月に開催されているほか、同棟跡地活用についての周辺住民説明会が平成２８年８月に開催されています。 ③ 本市としては、京都府に対し、地域住民や商店等の関係者に寄り添った丁寧な説明を行ったうえで再整備計画を進めるよう強く求めるとともに、本市のまちづくりの考え方を十分に踏まえた再整備計画とするよう、引き続き働き掛けてまいります。また、継続して庁内関係部局及び京都府の関係部局との連携を図りながら、事業計画の具体化に合わせて、堀川団地再生に係る支援策について検討を進めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
	(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 4 月～9 月 「堀川団地まちづくり懇話会」開催（合計 3 回開催） 平成 2 2 年 6 月 まちづくりトーク（多様な地域住民・団体による意見交換） 4 月 『堀川団地再生への提言』の公表 8 月～ 「堀川団地まちづくり協議会」の開催 （これまでに合計 1 3 回開催） 平成 2 4 年 9 月 国庫補助事業「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」に選定 9 月～平成 2 5 年 2 月 「堀川団地再生・事業推進委員会」の開催（合計 5 回開催） 平成 2 5 年 5 月 外観デザイン等の調整を行うマスターアーキテクトの選定， 中 4 棟のうち出水 1 及び 2 棟の協働事業者の選定 1 2 月～平成 2 6 年 7 月 中 4 棟のうち出水 1 及び 2 棟の改修工事の先行実施 平成 2 6 年 3 月 外観デザインガイドライン（案）等の作成 7 月 団地住民及び商店街に対する整備方針見直しの説明 1 2 月～ 堀川団地入居者公募選考委員会の開催 （これまでに合計 5 回開催） 平成 2 7 年 1 月 「西陣アート&クラフトセンター（仮称）」整備運営計画に係る事業者を選定 7 月～平成 2 8 年 1 0 月 中 4 棟のうち，出水 3 及び下立売棟改修工事の基本計画策定 業務委託 平成 2 8 年 5 月 上長者町棟入居者向け除却説明会 8 月 上長者町棟跡地活用についての周辺住民説明会 1 0 月～ 出水 3 棟実施設計着手 ※ 上記の取組は，京都府及び京都府住宅供給公社が取組主体であり，本市は「堀川団地まちづくり懇話会」「堀川団地まちづくり協議会」「堀川団地再生・事業推進委員会」に委員やオブザーバーとして参画しています。		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 1									
要 望 内 容	回 答											
2 6 1 買い物弱者について実態調査を行い，産業観光局・保健福祉局・都市計画局等関係局が連携を強め，対策を早急に具体化すること。また，地元の事業者，団体と協力すること。	① 買い物弱者対策については，近年，大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等のほか，社会福祉協議会やNPO団体等による家事支援を含めた買い物代行など，福祉的な観点を含めた多様なサービスが実施されており，本市としては，新たに参入を希望する事業者や団体に活用可能な支援メニュー等を紹介することで，買い物環境の向上に努めてまいります。 ② また，支援が必要な高齢者に対しては，現在，介護保険による訪問介護サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており，引き続き，適切な生活支援サービスが提供されるよう，関係機関とも連携を図ってまいります。 （経過・これまでの取組等） <table><tr><td>平成 2 3 年</td><td>9 月～</td><td>買い物環境実態調査の実施</td></tr><tr><td></td><td>1 0 月～</td><td>ネットスーパー社会実験の実施</td></tr><tr><td>平成 2 5 ～ 2 6 年度</td><td></td><td>京都市買い物環境支援事業の実施</td></tr></table>			平成 2 3 年	9 月～	買い物環境実態調査の実施		1 0 月～	ネットスーパー社会実験の実施	平成 2 5 ～ 2 6 年度		京都市買い物環境支援事業の実施
平成 2 3 年	9 月～	買い物環境実態調査の実施										
	1 0 月～	ネットスーパー社会実験の実施										
平成 2 5 ～ 2 6 年度		京都市買い物環境支援事業の実施										

平成 2 9 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
2 6 2 地域経済振興につながる観光政策を行うこと。 M I C E や富裕層対策に偏った観光政策を改めること。	① 観光振興については、「東京オリンピック・パラリンピック」等の開催に向け、日本文化の世界への発信を強化するとともに、日本文化の源泉である京都において、多くの日本人が様々な文化コンテンツに触れる・体験できる取組を進めてまいります。また、三大祭の有料観覧席における収入の一部を文化財の維持・補修に役立てるなど、引き続き、観光振興と文化財保護の共存を図ってまいります。 ② 観光振興を進めるに当たっては、京都を愛する多様なお客様にお越しいただけるよう、修学旅行生をはじめ、親子連れや若い世代の誘致にもつながる幅広い施策を展開しているところです。 ③ さらに、観光産業は他の地域からも消費を呼び込む裾野が広い総合産業であり、観光客の増加を宿泊業、飲食業はもとより、伝統産業や商店街、農林業などの活性化と、地域雇用の創出に結び付け、地域活力の維持発展に繋がるよう、今後とも、戦略的に取り組んでまいります。 (平成 2 9 年度予算額) ・京都の文化資源の魅力発信事業 1 0 , 0 0 0 千円【新規】 ・「マンガ」を通じた三大祭等の魅力発信 2 , 0 0 0 千円【新規】 ・京都の伝統文化、匠の技体験ツアーの開発・販売支援 1 2 , 0 0 0 千円【新規】		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 3										
要 望 内 容	回 答												
2 6 3 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ，商店街，大学，地元住民や関係者と連携し，振興への具体的な取り組みの支援を行うこと。	① これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やフィルムツーリズムの推進に加え，平成 2 6 年度から新たに海外市場へ向けた京都の映画等映像コンテンツの流通促進支援を開始し，更に現地の映像製作会社等に共同製作の提案を進め，京都を題材としたテレビ番組や映画の輸出が決まるなど一定の成果を収めており，今後も映画振興のために取り組んでまいります。 ② また，マンガ・アニメ，ゲーム，映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため，オール京都の産学公連携の下に実施している「KYOTO CMEX (KYOTO C r o s s M e d i a E x p e r i e n c e)」を，各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環として，引き続き開催してまいります。 ③ さらに，これまで「京都映画祭」や「京都映像フォーラム」等の映画文化振興施策を展開してまいりましたが，今後も，大学，地元住民や関係者と緊密に連携しつつ，平成 2 6 年度に開始された「京都国際映画祭」への支援など，特に若手製作者の育成に努めてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) <table><tr><td>・コンテンツ産業推進事業</td><td>5 8 , 8 0 0 千円【充実】</td></tr><tr><td>・京都国際映画祭</td><td>5 , 0 0 0 千円</td></tr></table> (経過・これまでの取組等) <table><tr><td>平成 9 年 1 2 月</td><td>第 1 回京都映画祭の開催※以降，隔年で開催 (平成 1 5 年度のみ延期，平成 2 4 年度終了)</td></tr><tr><td>平成 1 7 年 2 月</td><td>京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置</td></tr><tr><td>平成 2 1 年 9 月， 1 0 月</td><td>KYOTO CMEX 2 0 0 9 の開催※以降，毎年開催</td></tr></table> (次ページに続く)			・コンテンツ産業推進事業	5 8 , 8 0 0 千円【充実】	・京都国際映画祭	5 , 0 0 0 千円	平成 9 年 1 2 月	第 1 回京都映画祭の開催※以降，隔年で開催 (平成 1 5 年度のみ延期，平成 2 4 年度終了)	平成 1 7 年 2 月	京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置	平成 2 1 年 9 月， 1 0 月	KYOTO CMEX 2 0 0 9 の開催※以降，毎年開催
・コンテンツ産業推進事業	5 8 , 8 0 0 千円【充実】												
・京都国際映画祭	5 , 0 0 0 千円												
平成 9 年 1 2 月	第 1 回京都映画祭の開催※以降，隔年で開催 (平成 1 5 年度のみ延期，平成 2 4 年度終了)												
平成 1 7 年 2 月	京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置												
平成 2 1 年 9 月， 1 0 月	KYOTO CMEX 2 0 0 9 の開催※以降，毎年開催												

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 3
要 望 内 容	回 答		
	1 1 月	第 1 回京都映画文化会議の開催※以降，毎年開催 （平成 2 4 年度以降休会，平成 2 6 年度廃止）	
	1 2 月	京都市フィルム・オフィスの開設	
	平成 2 5 年 1 0 月	京都を題材にした映画製作の振興	
	1 1 月	京都映像フォーラムの開催	
		京都市メディア支援センターの開設	
	平成 2 6 年 4 月	立誠シネマ×シネマカレッジ京都開始	
	1 0 月	第 1 回京都国際映画祭の開催 ※以降，毎年開催	

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 4										
要 望 内 容	回 答												
七 農林業の振興を 2 6 4 農業予算を大幅に増額し，後継者の育成，販路の拡大，耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。	① 農業の後継者育成については，研修会や個別相談等を実施するとともに，平成 2 2 年度からは新規就農者の営農支援にも取り組んでおります。今後も支援内容をより充実したものとなるよう関係機関と連携しながら進めてまいります。 ② 販路については，京の食文化を支える京野菜の生産拡大，販売促進を図るとともに，伏見地域における酒造産業や観光産業と連携した地産地消の仕組みの構築を図っております。 ③ 耕作放棄地の解消については，各所有者の事情に応じて個別に対応しているところですが，農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構と連携して，地域の中心的な経営体への農地集積に協力する農地所有者や地域に交付する「機構集積協力金」の活用により，農地が有効利用されるように取り組んでまいります。 （平成 2 9 年度予算額） <table><tr><td>・担い手育成支援事業</td><td>1 5，6 2 7 千円</td></tr><tr><td>・新規就農総合支援事業～農力開発～</td><td>4 0，0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・京の旬野菜推奨事業</td><td>8，3 6 8 千円</td></tr><tr><td>・伏水・蔵まち構想の推進</td><td>9 0 0 千円</td></tr><tr><td>・「京都 京北未来かがやきビジョン」の推進～京北京野菜生産応援事業～</td><td>1 2，0 0 0 千円</td></tr></table>			・担い手育成支援事業	1 5，6 2 7 千円	・新規就農総合支援事業～農力開発～	4 0，0 0 0 千円	・京の旬野菜推奨事業	8，3 6 8 千円	・伏水・蔵まち構想の推進	9 0 0 千円	・「京都 京北未来かがやきビジョン」の推進～京北京野菜生産応援事業～	1 2，0 0 0 千円
・担い手育成支援事業	1 5，6 2 7 千円												
・新規就農総合支援事業～農力開発～	4 0，0 0 0 千円												
・京の旬野菜推奨事業	8，3 6 8 千円												
・伏水・蔵まち構想の推進	9 0 0 千円												
・「京都 京北未来かがやきビジョン」の推進～京北京野菜生産応援事業～	1 2，0 0 0 千円												

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 5
要 望 内 容	回 答		
2 6 5 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ・捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。	① 有害鳥獣被害対策については、農家団体への防除柵の設置助成、地域ぐるみの鳥獣対策への支援などの防除対策と猟友会等の協力による捕獲対策を組み合わせ効果的に行うことにより、市内全体の平成 2 7 年度の農林作物被害額は、ピーク時の平成 2 2 年度から、約 7 割減少しています。 ② シカ、イノシシについては、市内農協や森林組合、本市等で構成する「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」の取組※と連携した防除対策の推進・捕獲の強化に取り組んでおります。 特に、シカについては、本市独自の奨励金を設けるとともに、平成 2 7 年度に京都市鳥獣被害防止計画を更新し、年間の捕獲目標頭数を 4 0 0 頭から 8 0 0 頭に拡大するなど集中的な捕獲を実施しており、引き続き捕獲強化に取り組んでまいります。 ③ サルについては、京都府や大津市等とも連携し、引き続き、地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に取り組んでまいります。 ④ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、専門機関による捕獲を実施しており、引き続き、市域からの根絶を目指し、専門機関と連携のうえ、取組を強化してまいります。 ⑤ 今後とも、被害防止の推進を図るため、関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対策会議」において連携を図り、全庁をあげて有害鳥獣対策を推進してまいります。 ※ 「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」では、国や府の制度も活用しながら、防除柵の設置や捕獲活動の支援など総合的な有害鳥獣被害防止対策を推進しております。 （次ページに続く）		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 5
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 9 年 度 予 算 額) < 市民生活被害対策 > ・ 野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策 5, 2 0 3 千円 < 農林業被害対策 > ・ 有害鳥獣被害防止対策事業 8, 0 0 0 千円 ・ 有害鳥獣等許可業務 3, 5 4 7 千円 ・ 有害鳥獣被害対策 8 6, 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) < 農林作物被害額の状況 > 平成 2 2 年 度 2 5 4, 9 4 9 千円 平成 2 3 年 度 2 3 2, 3 5 7 千円 平成 2 4 年 度 2 2 7, 2 7 8 千円 平成 2 5 年 度 1 4 4, 2 3 7 千円 平成 2 6 年 度 9 2, 1 3 6 千円 平成 2 7 年 度 8 0, 1 7 0 千円		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 6				
要 望 内 容	回 答						
2 6 6 枯死木対策にとどまらず，ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。	① ナラ枯れ及び松枯れ対策については，国及び府と連携し，引き続き，伐倒駆除等に取り組むとともに，景観保全に重点をおいて，ヤマザクラやイロハモミジ等の四季の彩りが感じられる樹種を選定し被害跡地の植栽を行うなど，京都らしい山並みへ再生させる取組を推進してまいります。 (平成 2 9 年度予算額) <table><tr><td>・ 四季・彩りの森復活プロジェクト</td><td>2 1 , 3 1 0 千円</td></tr><tr><td>・ 森林病虫害被害防止対策事業</td><td>1 4 , 4 5 5 千円</td></tr></table>			・ 四季・彩りの森復活プロジェクト	2 1 , 3 1 0 千円	・ 森林病虫害被害防止対策事業	1 4 , 4 5 5 千円
・ 四季・彩りの森復活プロジェクト	2 1 , 3 1 0 千円						
・ 森林病虫害被害防止対策事業	1 4 , 4 5 5 千円						

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 7										
要 望 内 容	回 答												
2 6 7 産 業 振 興 ， C O 2 排 出 削 減 や 災 害 対 策 か ら も ， 荒 廃 し た 森 林 の 植 林 ， 間 伐 な ど 森 林 整 備 を 一 層 強 化 す る こ と 。	① 災害の防止等，森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため，これまでから，植林をはじめ間伐など林業家が行う森林整備に対する支援を行っているところ です。 また，平成 2 8 年度からは，「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用し，林内に 放置された間伐材等の搬出支援など，災害に強い森づくりの推進にも取り組んで いるほか，集中的な森林の整備に向けた新たな仕組みづくりについて検討を進めて おり，引き続き，健全な森林の育成が図られるよう努めてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) <table><tr><td>・ 森林整備事業</td><td>1 0 2 ， 3 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～</td><td>6 2 ， 2 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 集中的な森林整備に向けた新たな仕組みづくり</td><td>4 ， 5 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・ 京都市内産木材搬出支援</td><td>1 5 ， 5 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 京都市林業用道路保全活動支援</td><td>1 5 ， 0 0 0 千円</td></tr></table>			・ 森林整備事業	1 0 2 ， 3 0 0 千円	・ 森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～	6 2 ， 2 0 0 千円	・ 集中的な森林整備に向けた新たな仕組みづくり	4 ， 5 0 0 千円【新規】	・ 京都市内産木材搬出支援	1 5 ， 5 0 0 千円	・ 京都市林業用道路保全活動支援	1 5 ， 0 0 0 千円
・ 森林整備事業	1 0 2 ， 3 0 0 千円												
・ 森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～	6 2 ， 2 0 0 千円												
・ 集中的な森林整備に向けた新たな仕組みづくり	4 ， 5 0 0 千円【新規】												
・ 京都市内産木材搬出支援	1 5 ， 5 0 0 千円												
・ 京都市林業用道路保全活動支援	1 5 ， 0 0 0 千円												

平成 2 9 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 6 8														
要 望 内 容	回 答																
2 6 8 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。 ・ 公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。 ・ みやこ杣木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。 ・ 間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。	① 平成 2 5 年 9 月に策定した「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、学校図書館において市内産木材「みやこ杣木」を使用した木材製品を計画的かつ継続的に導入するなど、公共建築物等への市内産木材の使用を積極的に進めており、民間における利用の拡大に繋げているところです。 ② 民間への木材利用を促進するため、市内産木材を利用する住宅のリフォームに限定していた補助の対象を、平成 2 5 年度から新築住宅や店舗等に拡大し、平成 2 7 年度から店舗等への木製屋外広告物の製作に対しても助成対象とするなど、制度の充実を図っています。特に北山丸太については、平成 2 8 年度から、新たな需要拡大や販路開拓に向けた施策を強化しており、今後も継続して取り組んでまいります。 また、引き続き「みやこ杣木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を支援し、安定した供給体制の確立に努めるなど、民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでまいります。 ③ 間伐材等の木質バイオマスについては、引き続き、木質ペレットストーブやボイラー導入経費の支援を行うなど、木質ペレットをはじめとしたエネルギー源としての利活用の促進に努めてまいります。 (平成 2 9 年度予算額) <table><tr><td>・ 市内産木材総合需要拡大事業</td><td>3 0 , 8 0 0 千円【充実】</td></tr><tr><td>・ 市内産木材活用林道改良事業</td><td>1 8 , 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 木質ペレット需要拡大事業</td><td>6 , 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 北山丸太販路拡大・ブランド強化事業</td><td>7 , 0 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・ 京都市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）設置事業</td><td>1 7 , 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 京都市内産木材の情報発信強化</td><td>1 0 , 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・ 学校図書館活用促進事業</td><td>4 8 , 0 7 6 千円</td></tr></table>			・ 市内産木材総合需要拡大事業	3 0 , 8 0 0 千円【充実】	・ 市内産木材活用林道改良事業	1 8 , 0 0 0 千円	・ 木質ペレット需要拡大事業	6 , 0 0 0 千円	・ 北山丸太販路拡大・ブランド強化事業	7 , 0 0 0 千円【新規】	・ 京都市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）設置事業	1 7 , 0 0 0 千円	・ 京都市内産木材の情報発信強化	1 0 , 0 0 0 千円	・ 学校図書館活用促進事業	4 8 , 0 7 6 千円
・ 市内産木材総合需要拡大事業	3 0 , 8 0 0 千円【充実】																
・ 市内産木材活用林道改良事業	1 8 , 0 0 0 千円																
・ 木質ペレット需要拡大事業	6 , 0 0 0 千円																
・ 北山丸太販路拡大・ブランド強化事業	7 , 0 0 0 千円【新規】																
・ 京都市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）設置事業	1 7 , 0 0 0 千円																
・ 京都市内産木材の情報発信強化	1 0 , 0 0 0 千円																
・ 学校図書館活用促進事業	4 8 , 0 7 6 千円																

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 食料自給率を 5 0 % に引き上げるよう国に求めること。市内農業振興と安全な食糧確保のためにも，地産地消をさらに拡大すること。	① 食料自給率については，関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み，農地の有効利用を図るとともに，経営所得安定対策の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し，その向上に努めてまいります。 ② 地産地消については，京の食文化を支える京野菜の生産拡大，販売促進を図るとともに，伏見地域における酒造産業や観光産業と連携した地産地消の仕組みの構築を図っております。 (平成 2 9 年度予算額) ・新規就農総合支援事業～農力開発～ 4 0 , 0 0 0 千円 ・京の旬野菜推奨事業 8 , 3 6 8 千円 ・伏水・蔵まち構想の推進 9 0 0 千円 ・「京都 京北未来かがやきビジョン」の推進 ～京北京野菜生産応援事業～ 1 2 , 0 0 0 千円 ～京北水田フル活用プロジェクト生産基盤の整備～ 2 , 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) ＜平成 2 8 年度実績（1 1 月末現在）＞ ・農産物価格安定対策 春キャベツ（洛南，上鳥羽） 契約数量 5 3 0 トン 夏秋なす（大原野） 契約数量 2 3 5 トン ・野菜経営安定対策 青とうがらし（京北） 契約数量 1 5 . 7 トン みず菜（京北） 契約数量 8 . 9 トン 小豆（京北） 契約数量 1 . 6 トン ・経営所得安定対策制度加入件数 京都市地域再生協議会 1 , 7 7 2 件 京北地域再生協議会 5 1 9 件		

平成 2 9 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 0
要 望 内 容	回 答		
2 7 0 農業委員会は、農民の代表性、農地の自主管理を担う機関としての役割が発揮できるよう徹底をはかること。	① 新たな農業委員会制度に基づき、農地が有効かつ適切に利用されるよう担い手への流動化に向けた取組体制として、平成 2 8 年度に新たに農地利用最適化推進委員を設置しました。 ② 今後も農業委員会事務局や農業振興センターが、各委員と連携を強めながら、農地の適正利用を通して市内農業の更なる振興を図ってまいります。		